別表十(四)
「16」欄又は「40」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①⑥ 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十(四)　平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ　探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

準備金の名称	1		
当期積立額	2		円
積立限度額の計算 取額引の基計準算	3	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	
	4	取引基準額 (3)×12/100	
所	5	(3)の収入金額に係る費用等の額	
	6	の販売に係る所得金額	

翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12	円
当期益金算入額	3年を経過した場合の益金算入額((25)の計)	13	
	同上以外の場合による益金算入額((26)の計＋(27)の計)	14	
	計 (13)＋(14)	15	
	当期積立額のうち損金算入額 (2)－(11)	16	
	期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額	17	
	いる準備金	18	
		19	
	足額 (18))	20	
	計額	21	
	差額	22	

「16」欄

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の61第1項」※1、「第68条の61第8項」※2又は「第68条の61第2項」※3
② 「区分番号」欄:「10202」※1、2又は「10465」※3
③ 「適用額」欄:当該別表十(四)「16」欄の金額(円単位)

※1　第68条の61第1項「10202」
　　探鉱準備金の損金算入
※2　第68条の61第8項「10202」
　　探鉱準備金の損金算入(適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合)
※3　第68条の61第2項「10465」
　　海外探鉱準備金の損金算入

額						翌期繰越額 (24)－(25)－(26)－(27)
及び(26)外の場合					27	28
・　・	円	円	円	円	円	
・　・						円
・　・						
・　・						
・　・						
						円

「40」欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の62第1項」※1又は「第68条の62第2項」※2
② 「区分番号」欄:「10204」※1又は「10466」※2
③ 「適用額」欄:当該別表十(四)「40」欄の金額(円単位)

※1　第68条の62第1項「10204」
　　新鉱床探鉱費の特別控除
※2　第68条の62第2項「10466」
　　海外新鉱床探鉱費の特別控除

明細書

基準額の計算	(29)のうち海外の新鉱床探鉱費等の額	31	
	(30)の額を超える探鉱準備金益金算入基準額	32	
	探鉱費基準額 ((29)又は((31)-(32)))	33	

入額	金算入額	34	円
	金算入額	35	
	準額 (34)＋(35)	36	
所得基準額の計算	所得金額総計又は個別所得金額仮計(別表四「40の①」又は別表四の二付表「48の①」)	37	
	当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	38	
	所得基準額 ((37)又は((37)-(38)))	39	
特別控除額 ((33)、(36)と(39)のうち少ない金額)		40	

法　0301－1004